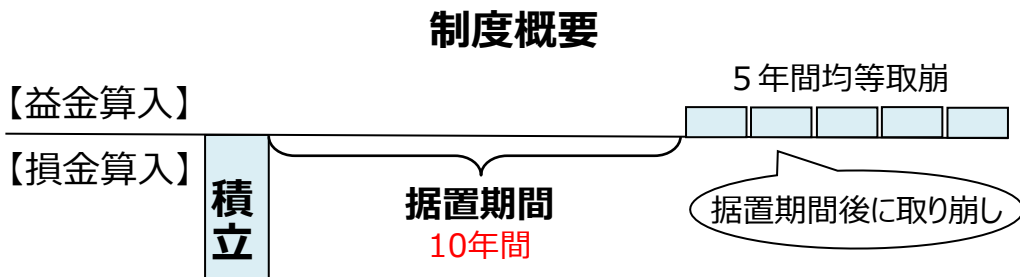


中堅・中小グループ化税制 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充枠)

- 本税制措置は、M & A実施後の簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクに備えるために、準備金を積み立てた場合、**株式取得価額の一定割合の準備金積立額を損金算入できる制度**。
- 過去にM & Aを行ったことがある**成長志向の中堅企業や中小企業が**、特別事業再編計画に基づき実施する株式若しくは持分の取得によるM & Aについては、**株式取得価額の最大100%まで損金算入可能。益金算入開始までの据置期間は10年間**。

【適用期限】令和9年3月31日まで

要件の概要



90% (計画内1回目)
100% (計画内2回目以降)

- ※ 積立率が100%となる、認定計画内2回目以降として扱うM & Aは下記の要件を満たす必要がある。
- ・ 同一の認定計画における2回目以降のM & Aであること (変更認定によるM & Aの追加実施は可能。)
- ・ 認定計画内1回目に本税制の対象である株式又は持分の取得 (法第2条第18項第6号に限る。) を行った後、次に同一の認定計画に基づいて行う株式又は持分の取得 (法第2条第18項第6号に限る。) であること。

- ※ 据置期間は10年だが、以下の場合、据置期間に関わらず準備金取崩し
- ・ 計画認定取消 (全額)
- ・ 取得株式の売却等 (全額又は相当分)
- ・ 合併による合併法人への株式移転 (全額)
- ・ 株式発行人又は取得法人の解散 (全額)
- ・ 取得株式の帳簿価額減額 (相当分)
- ・ 青色申告書の承認取消 (全額)
- ・ 支払限度額5億円超の表明保証保険契約の締結 (全額)
- ・ その他準備金を取り崩した場合 (相当分)

※ 産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定要件に加え、下記の要件を満たすM & Aが対象。

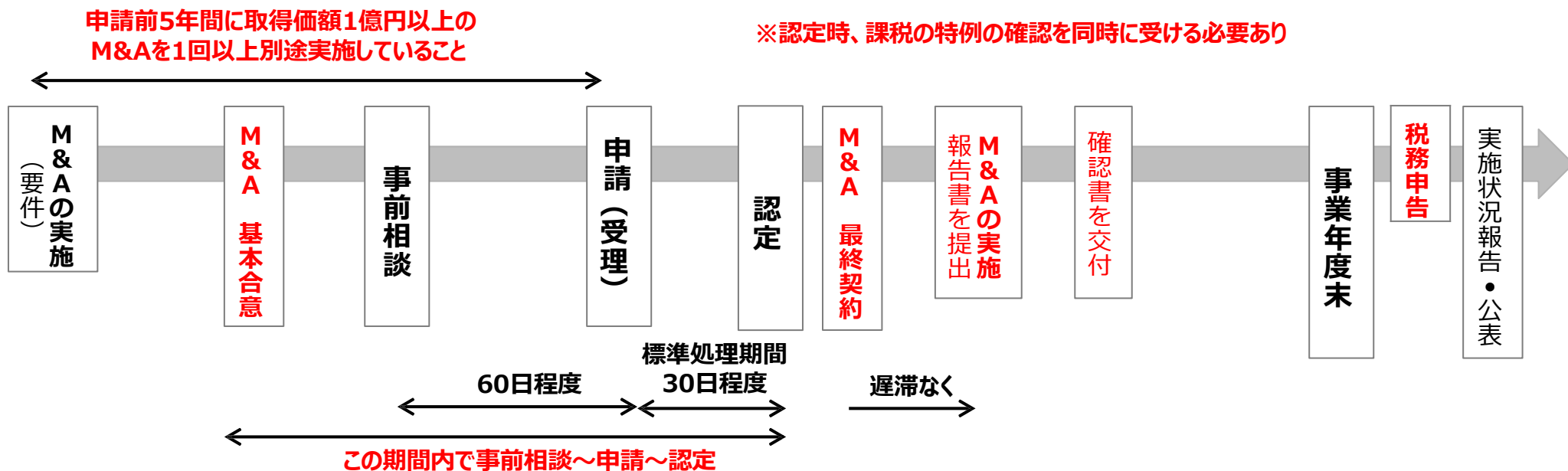
- ・ 認定事業者が中堅企業の場合、特定中堅企業者の要件を満たすこと。
- ・ 認定事業者がみなし大企業でないこと。
- ・ 売手となる他の事業者が産競法上の中小企業者であること。
- ・ 取得価額1億円以上100億円以下の株式又は持分の取得 (法第2条第18項第6号に限る。) であること。
- ・ 支払限度額5億円超の表明保証保険契約が締結されていないこと。

※ なお、中小企業は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた者を対象とする現行準備金税制も活用可能 (ただし、同一のM & Aについて中堅・中小グループ化税制との重複適用不可) 。

(参考) 認定の要件 (グループ化税制)

- 申請日から**5年以内に、取得価額1億円以上のM&A** (株式取得、株式交付、株式交換、事業又は資産の譲受け、吸収合併、吸収分割) **を1回は実施している必要**があります。
- 税制の適用対象となる**M&Aの基本合意後から最終合意前までに、特別事業再編計画の認定を受ける必要**があります。なお、**損金算入する事業年度内にM&Aの最終契約を行う必要**があります。

【申請フローと認定要件・税要件の関係性】

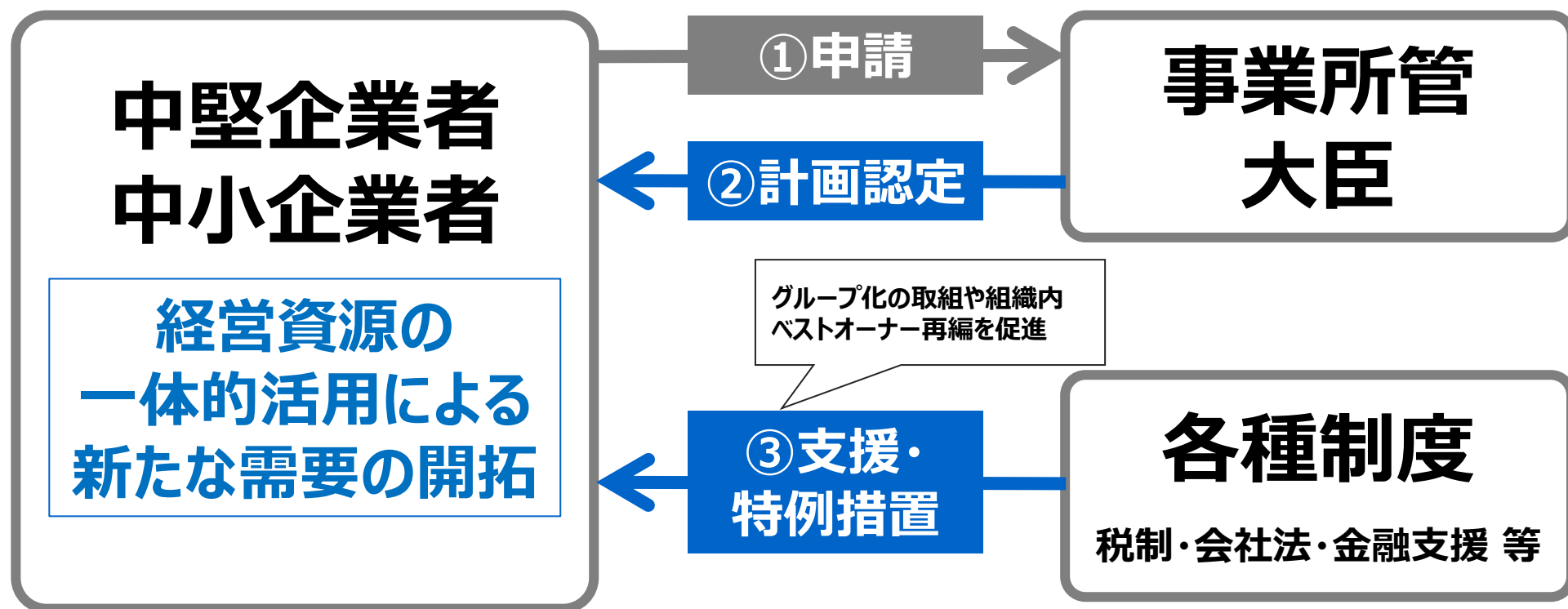


<注意点>

- 基本合意前に事前相談いただくことも可能ですが、候補先が決まっていない状態での相談は不可とします。
- **DDの時期は、申請後に限ります。**認定後にDD終了、認定後にDD開始でも問題ありません。
- M&A実施の報告時に、添付書類としてDDの実績に関する書類を提出いただく必要があります。
- ここでいう「取得価額」とは、株式等の購入の代価をいい、購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を含みます。
- **経営力向上計画の認定を受け実施するM&Aと重複して税制適用を受けることはできません。**ただし、**申請前5年間のM&Aに経営力向上計画の認定を受け実施するM&Aを充当させることは可能**です。

(参考) 特別事業再編計画について

成長意欲のある中堅企業・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、親会社の強みの横展開や経営の効率化によって、グループ一体となって成長を遂げる計画を**特別事業再編計画**として認定し、**認定を受けた取組に対して、税制優遇や金融支援等の支援措置を講じる。**



(参考) 特別事業再編計画の認定要件

要件	要件の具体的内容
申請事業者	中堅企業者※又は中小企業者（常時使用する従業員2,000人以下の者に限る。） ※中堅企業者のうち、特に賃金水準や投資意欲が高い「特定中堅企業者」のみが税制措置（中堅・中小グループ化税制、登録免許税の軽減）を活用することが可能。
過去のM&Aの実績	過去5年以内に、取得価額1億円以上のM&A（事業構造の変更）を実施していること
計画期間	5年以内
成長要件 （事業部門単位）	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①従業員1人当たり付加価値額 9%向上 ②売上高 1.2倍
財務の健全性 （企業単位）	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債／キャッシュフロー≤10倍 ②経常収入＞経常支出
雇用への配慮、 賃上げ	①計画に係る事業所における労働組合等と協議により十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。 ②雇用者給与等支給額 2.5%（年率）の上昇
事業構造の変更	取得価額1億円以上のM&Aであって、次のいずれかを行うこと。 ①吸収合併、②吸収分割、③株式交換、④株式交付（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）、⑤事業又は資産の譲受け、⑥他の会社の株式又は持分の取得（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の新購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減
グループ内連携	特別事業再編を実施する事業者全体の方針の下、次のいずれかを実施することで成長を達成することが見込まれること。 ①グループ内の経営資源とM&Aにより取得する他の事業者の経営資源を組み合わせることで利用すること ②生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法をM&Aにより取得する他の事業者を導入し、経営の効率化を図ること。

(参考) 特別事業再編計画の措置の全体像

支援措置		活用可能な事業者		
税制	中堅・中小グループ化税制（中小企業事業再編投資損失準備金の拡充枠）	特定 中堅	中小	※課税の特例の確認を受ける必要
	登録免許税の軽減	特定 中堅	中小	※課税の特例の確認を受ける必要
	債権放棄時の資産評価損の損金算入	特定 中堅	中堅	中小
金融支援	指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）	特定 中堅	中堅	中小
	必要な資金の借入等に関する（独）中小企業基盤整備機構による債務保証	特定 中堅	中堅	中小
	中小企業投資育成株式会社法の特例	特定 中堅	中堅	中小
会社法	現物出資等の円滑化	特定 中堅	中堅	中小
	略式組織再編とキャッシュ・アウトの円滑化	特定 中堅	中堅	中小
	株式併合の円滑化	特定 中堅	中堅	中小
	株式を対価とするM&Aの円滑化	特定 中堅	中堅	中小
	スピンオフの円滑化	特定 中堅	中堅	中小
民法	事業譲渡時の債権者のみなし同意	特定 中堅	中堅	中小
独禁法	企業結合時の主務大臣から公正取引委員会への協議	特定 中堅	中堅	中小

(参考) 特定中堅企業者の要件

- 国内投資・雇用者の所得の向上と国内産業の新陳代謝をより効果的・効率的に活性化させていくため、産業競争力強化法で措置する支援の対象となる特定中堅企業者については、成長志向が強く、国内経済に貢献する高いポテンシャルを有するものとし、「雇用」、「成長投資」、「経営力」の3つの観点から設定。

企業規模

- **中堅企業者**：常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人（中小企業者を除く）

※ただし、以下のものを除く

- ① みなし大企業
- ② 風営法に基づく風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むもの
- ③ 暴力団対策法に基づく暴力団員等が役員にいるものや、暴力団員等が事業活動を支配するもの

1

【指標1】 良質な雇用の 創出

- 直近の事業年度において、以下のいずれも満たすこと（地域における良質な雇用を生み出す役割を重視）
 - ① 賃金（国内雇用者1人当たり雇用者給与等支給額）が業種別平均以上
 - ② 常時使用する従業員数の年平均成長率（3事業年度前比）が業種別平均以上

2

【指標2】 将来の成長性

- 直近3事業年度のうち、いずれかの事業年度が、中堅企業者の業種別平均以上の売上高成長投資比率であること（将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視）

※成長投資は、①設備投資額（有形固定資産投資）、②無形固定資産投資額、③研究開発費、④教育訓練費のいずれか

3

十分な 経営能力

- ※特定中堅企業者が事業計画の認定を受ける場合に確認（支援措置の活用において必要）
- 更なる成長を目指した経営ビジョン（長期的に目指す姿、事業戦略、成果目標、経営管理体制）を策定・提出し、外部有識者で構成される評価委員会が十分な経営能力を有しているかどうかを確認